

大気汚染防止法に基づく届出データ等の収集結果(暫定集計結果)(案)

1. データ収集の状況

大気汚染防止法の届出事務を行っている127都道府県市から、平成19年5月1日現在でいずれの規制対象施設からも届出のなかった35市を除外した93都道府県市に対して調査票を送付した。平成21年3月24日現在、2自治体以外からの回答を得ている。

2. 回答結果

揮発性有機化合物排出施設の届け出数、処理設備の有無について整理を行った結果を、表1に示す(前回と異同なし)。

表1 揮発性有機化合物排出施設の施設数・処理の有無

揮発性有機化合物排出施設の種類	施設数	処理設備の有無		
		あり	なし	不明
1項 化学製品の製造に供する乾燥施設	329	151	178	0
2項 塗装施設	740	74	666	0
3項 塗装に供する乾燥施設	505	331	173	1
4項 粘着テープ等の接着に供する乾燥施設	909	572	337	0
5項 4項以外の接着に供する乾燥施設	266	125	141	0
6項 オフセット印刷に供する乾燥施設	127	79	48	0
7項 グラビア印刷に供する乾燥施設	397	160	237	0
8項 工業洗浄施設	144	82	62	0
9項 貯蔵施設	292	143	149	0
排出施設の種類不明	22	6	16	0
合計	3,731	1,723	2,007	1

注:「届け出様式第二の二」に入力されたデータから、使用届及び設置届に記載の届出施設数をから廃止された施設数を除外して求めた値であり、暫定的なものである。なお、施設数は変更届け、届出日などによる精査を行っていない。以下、届出データ・測定データに関する数値は同様の処理を行っている。

3. 問題点及び解決策

大気汚染防止法による届出・測定データを利用してVOC排出量の計算を行うにあたっては、データ間の「ひもづけ」を行う必要があるが、現在、対応を行っているところである。

表2 ひもづけに用いる項目

様式等	ひもづけに用いる項目
様式第二の二	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体名 ・ 整理番号
別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体名 ・ 整理番号 ・ 排出施設番号
別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体名 ・ 整理番号 ・ 排出施設番号 ・ 処理施設番号
測定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体名 ・ 整理番号 ・ 排出施設番号 ・ 処理施設番号(処理を行っている場合)

注1: 様式第二の二では「整理番号」となっているが、ここでは「整理番号」とした。その他、適宜省略した記述を用いている。

注2: 自治体により整理番号、施設番号の使用方法は様々である(次項参照)。

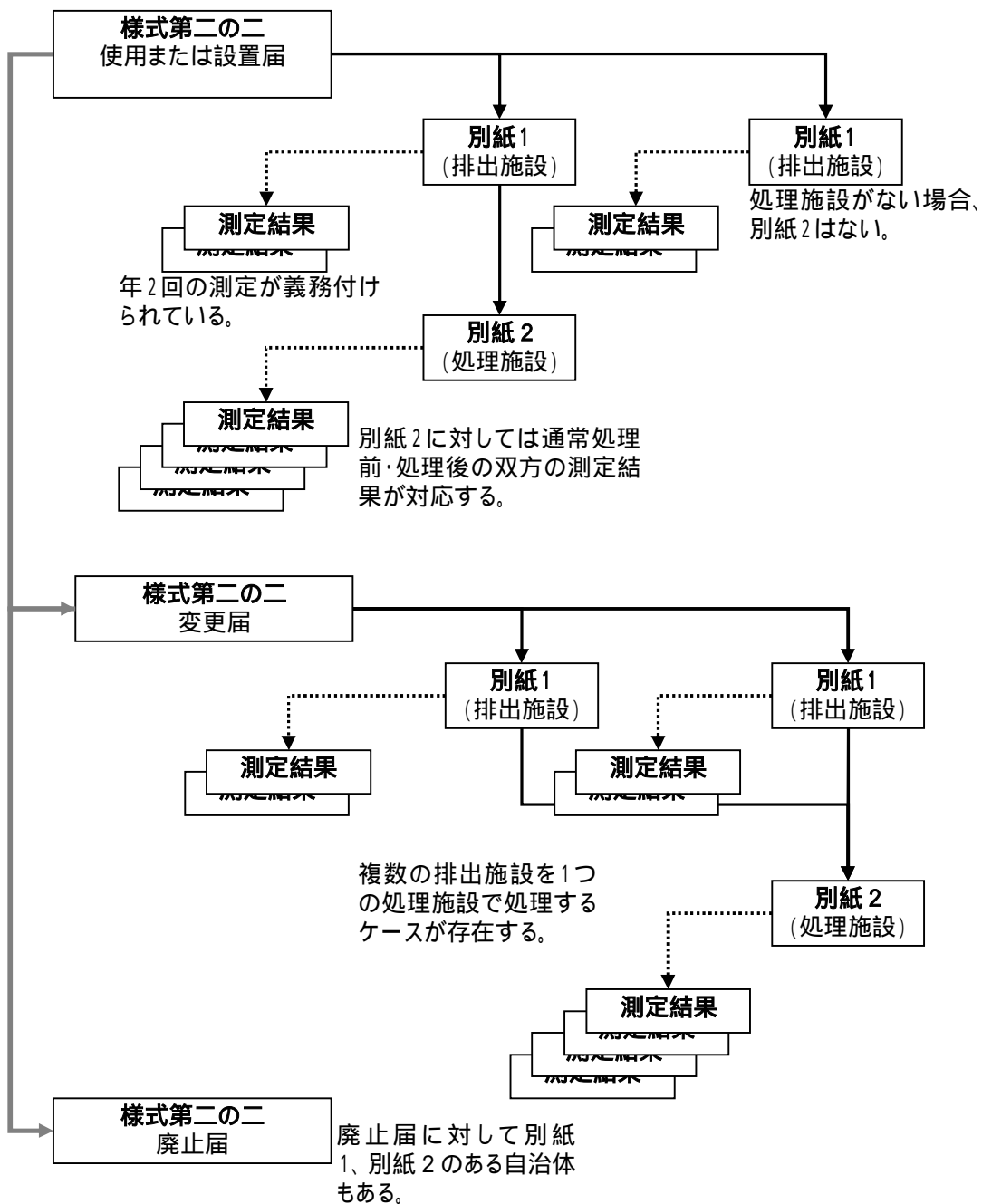


図 1 データ間のみもづけのイメージ

注：必ずしもこのようにひもづけできるわけではなく、また、様式二の二間のみもづけ方法については、書式としては特に配慮されていない。